

# 当会と茨城県は 「災害時における民間賃貸住宅の提供に 関する協定」を締結いたしました！

2017年3月23日、当会と茨城県は「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結いたしました。全国では38番目の協定締結となります。

茨城県は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震などに影響を受ける地域にあり、過去に被害が発生しています。また、平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の増水などにより住家に全壊54件、大規模半壊1,785件の大きな被害が発生しました。

このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

## 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、茨城県（以下「甲」という。）が公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害救助法適用時、公営住宅等及び建設型応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、借り上げ型応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

### (協力)

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

### (協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

### 附 則

この協定は、平成29年3月23日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月23日

甲 茨城県水戸市笠原町9-7番5号  
茨城県  
茨城県知事 橋本 昌



乙 東京都千代田区大手町2丁目6番1号  
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 三好 修

